

市川市女性人材登録台帳設置要領

（目的）

第1条 この要領は、本市の政策・方針決定に男女双方の意見が反映されることを目的に、審議会等への女性委員の登用、及び各施策に係る講座・講演会での講師の登用等に関し、様々な分野で活躍している女性を「市川市女性人材登録台帳」（以下「人材登録台帳」という。）に登録し、女性人材の情報を提供することで、女性の活躍の場を広げるもの。

（登録）

第2条 人材登録台帳に登録することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に在住、在勤、在学し、若しくは本市にゆかりが有り、または市内の諸団体に所属している20歳以上の女性。
- (2) 福祉、教育、法律、環境、文化等のあらゆる分野においていずれかの専門的知識を有する者、もしくはそれに準ずる者。
- (3) 市政や地域の発展に熱意を持って貢献できる者。

（登録の方法）

第3条 人材登録台帳へ登録しようとする者は、市川市女性人材登録台帳登録票（様式1）（以下「登録票」という。）に必要事項を記入し男女共同参画課に提出するものとする。

- 2 前項に規定する登録票を受理した際に、登録することが適当と認められた者について、人材登録台帳へ登録するものとする。

（管理）

第4条 人材登録台帳の管理は、総務部男女共同参画課長（以下「管理者」という。）が行うこととする。管理者は人材登録台帳を市川市個人情報保護条例に基づき厳重に管理しなければならない。

- 2 管理者は登録票から「氏名」「専門分野」「主な経歴」を抜粋し、人材登録台帳（様式2）を整備するものとする。
- 3 人材登録台帳は、原則として毎年度または必要に応じ情報を更新するもの

とする。

- 4 管理者は、登録者からの「市川市女性人材登録台帳変更申出書」（様式 3）及び連絡等により、随時人材登録台帳の削除、登録内容の加除修正を行うものとする。

（利用）

第 5 条 各所管課等（以下「利用者」という。）が人材登録台帳の閲覧を希望する場合は、「市川市女性人材登録台帳閲覧申請書」（様式 4）を管理者に提出するものとし、管理者が認めた時は、「市川市女性人材登録台帳閲覧許可書」（様式 5）を発行するものとする。また、個人の登録状況を必要とする場合は、利用者が管理者に対し「市川市女性人材登録台帳利用申請書」（様式 6）により申請するものとする。

- 2 管理者は当該申請があった場合、その申請が次のいずれかに該当し、かつ、その申請が適当であると認められるときは「市川市女性人材登録台帳登録状況書」（様式 7）により、登録者が公開を承諾した情報を利用者に提供するものとする。

- (1) 各種審議会等の委員として適切な人材を必要とするとき。

- (2) 施策の推進上、登録情報を必要とするとき。

- 3 利用者は、当該登録者へその受託についての意向を確認し、結果について管理者に市川市女性人材登録台帳利用報告書（様式 8）を提出するものとする。

（登録の抹消）

第 6 条 管理者は登録者が第 2 条に規定する要件を満たさなくなった時、または登録者から登録の抹消の申し出を受けた時は、直ちに人材登録台帳から登録を抹消するものとする。

（保護）

第 7 条 利用者は、管理者から提供された情報について、申請時の目的以外に利用してはならない。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 1 月 2 3 日から施行する。